

ツキノワグマ市街地等出没対応マニュアル

令和2年3月

鹿 角 市

鹿角市鳥獣被害防止対策協議会

目 次

第1 対応マニュアル策定の目的	．．．．	P 1
第2 基本方針	．．．．	P 1
1. 住民への注意喚起と安全確保	．．．．	P 1
2. 排除と捕獲	．．．．	P 1
第3 対応従事者の心構え等	．．．．	P 1
1. 平素の心構え	．．．．	P 1
2. 緊急時の心構え	．．．．	P 2
3. 対応のための備え	．．．．	P 2
4. 対応訓練等の実施	．．．．	P 3
第4 対応要領	．．．．	P 3
1. 出没状況に応じた対応レベルの設定	．．．．	P 3
2. 監視警戒レベルにおける対応	．．．．	P 3
(1) 監視警戒レベルにおける関係機関の役割	．．．．	P 3
(2) 現地等における対応	．．．．	P 4
ア 市民への注意喚起	．．．．	P 4
イ 対応職員等の動員	．．．．	P 4
ウ 現地調査	．．．．	P 4
3. 緊急出動レベルにおける対応	．．．．	P 4
(1) 緊急出動レベルにおける関係機関の役割	．．．．	P 4
(2) 現地における対応	．．．．	P 5
ア 現地本部の設置	．．．．	P 5
イ 指揮者の選任	．．．．	P 5
ウ 警戒区域の設定	．．．．	P 5
エ 住民の安全確保	．．．．	P 6
オ 現地対応従事者の行動	．．．．	P 6
カ 対応方針の決定	．．．．	P 6
(3) 庁内本部における対応	．．．．	P 6
ア 庁内本部の設置	．．．．	P 6
イ 警戒区域の設定に係る市民への周知	．．．．	P 7
ウ 警戒区域内の施設等への連絡	．．．．	P 7
エ 各施設等における退避行動等	．．．．	P 7
オ 退避誘導に係る市職員の緊急動員	．．．．	P 7
(4) ツキノワグマの排除に向けた対応	．．．．	P 8
ア 追払い	．．．．	P 8
①追払いルートの選定	．．．．	P 8
②追払いの開始	．．．．	P 8
③追払いの方法	．．．．	P 8

イ 捕獲	．．．．	P 8
①麻酔薬による捕獲	．．．．	P 8
②箱罠による捕獲	．．．．	P 9
③銃砲による捕獲	．．．．	P 9
(5) 対象個体を見失った場合の対応	．．．．	P 9
第5 再出没防止対策の実施	．．．．	P 9

別表1 対応レベル毎の各関係機関の役割

別表2 緊急連絡チャート

別表3 施設等の区分及び市の所管部署

別表4 捕獲環境要件チェックリスト

〔参考〕関係法令等（抜粋）

ツキノワグマ出没点検マニュアル

市街地等におけるツキノワグマ対応時の心得

- 1 ツキノワグマは本来、臆病で人間との接触を避けるよう行動するものであるが、人里の近郊で繁殖した一部の個体においては、人間を恐れぬような行動を示すものが現れてきている。市街地等に出没するツキノワグマは、特にこのような傾向があるものと捉え、一般的な個体から予想されるものとは異なる行動をする場合があることを意識しておくこと。
- 2 市街地に迷い込んだツキノワグマは、本来自身にとって脅威である人間に囲まれ、普段にはない緊張状態に置かれており、ストレスから突如興奮状態となる危険性が高い状況にある。落ち着いて同じ場所に留まっているように見えても、突如事態の急変が起きるため、対応には時間的余裕はないものと心得ておくこと。
- 3 計画的に対応しなければ市民に危険が及び、また、早期に適切な判断を下さなければ事態制圧も難しくなるものと捉え、全員が連絡・協力のもと行動する必要があると心得ておくこと。
- 4 先の見通しもなくツキノワグマの動向に流されながらの対応では、混乱を招くだけであり、市民の安全は確保できないものと心得ておくこと。
- 5 パニックになったツキノワグマは、人混みや車にも構わず突進するなど想定を超えた行動をとるため、絶対に安全な状態などないと心得ておくこと。
- 6 ツキノワグマは人間をはるかに超えるスピードと力を持った動物であり、まともに対峙しては人間は全くの無力となるため、身を守るための備えには万全を期し、不用意に近づかないよう常に意識して行動すること。
- 7 市街地等の中におけるツキノワグマがどれほどの脅威であるかを市民は認識できていない状況にあるものと捉え、市民の避難、誘導の際には、明確でわかりやすい指示を心掛けること。

第1 対応マニュアル策定の目的

里山や集落辺縁部の農地は、かつては野生動物の生息域と人の生活圏を隔てる緩衝帯として機能しており、人里に大型野生動物が出没することは稀であった。しかし、近年の人口減少と高齢化による担い手不足等から里山は荒廃し、耕作放棄地が増加するにつれて野生動物の生息域が拡大してきており、集落内部での目撃も多くなってきている状況にある。

野生動物による農作物等の被害拡大を防ぐためには、出没地付近における誘引物の除去や、見通しの確保などの環境改善策のほか、被害をもたらす有害鳥獣の捕獲等により対策を行ってきたところであるが、近年はこうした対策が困難な市街地等の住宅が密集した地域(以下、「市街地等」という。)での出没例が増えてきており、令和元年には花輪と大湯温泉市街地において2件の人身事故が発生したところである。

市街地等においては、銃器を使用した有害鳥獣駆除ができないため、追払いによる排除が基本となるが、市民の安全を確保するには広範囲における対策が必要であり、通常の有害鳥獣捕獲の場合と違い多くの人員と関係機関の連携が不可欠である。

このような背景から、市街地等にツキノワグマが出没した際において、関係機関が連携して迅速かつ適切に対応し、住民の人身被害の発生を未然に防止するため、出没時の状況に応じた対応従事者の具体的対処方法のほか、鹿角市、鹿角市鳥獣被害対策実施隊(以下、「市実施隊」という。)、鹿角警察署、秋田県、その他関係機関における役割について申し合わせに基づき「ツキノワグマ市街地等出没対応マニュアル」を策定するものである。

第2 基本方針

1. 住民への注意喚起と安全確保

市街地等にツキノワグマが出没した際は、速やかに住民へ注意喚起するとともに、関係機関の連携のもと住民の屋内待避や誘導等を行うものとし、その対応に当たっては、住民の安全確保を最優先とする。

2. 排除と捕獲

市街地等にクマが留まっている場合若しくはその可能性が高い場合においては、住民と対応従事者の安全を確保しつつ、基本的に追払いにより市街地等から排除する。

山林まで追い払うにあたり、住民の安全確保が困難となる場合など、周囲の状況からやむを得ないと判断される場合は、現地において対応の方法の有効性等を検討したうえでクマを捕獲するものとする。

なお、対応を行う関係機関及びその役割、対応従事者等については「別表1」に示すとおりとする。

第3 対応従事者の心構え等

1. 平素の心構え

(1) 連絡体制の保持

緊急時における必要な情報が速やかに入手できるよう、市のメール配信システム（以下、「メール配信システム」という。）を受信できるようにしておく。また、ツキノワグマの出没は明け方や夕方に特に多いことから、自身の勤務時間外における対応も必要な場合がある事を認識しておく。

(2) 自己の任務確認

緊急時に対応が必要となる機関、職員等においては、本マニュアルによる役割や対応要領等を事前に確認の上、ツキノワグマの出没状況や被害発生状況などの情報に耳を傾けておくとともに、身近な場所に出没した場合を想定して対応策等を考えておくよう心掛ける。

(3) 知識の研鑽

日常得られる情報から、被害の発生源や環境要因についての見識を持つよう心掛け、可能な限りの事前防止対策に努める。

2. 緊急時の心構え

(1) 現場出動

メール配信システムやその他情報源により、現地への出動の必要性が生じた者は、可能な限り速やかに装備を整え現地へ赴くものとする。

この際、出動の必要性について判断がつかない場合においては、上司等の判断を仰ぎ行動する。

職場から離れている場合や勤務時間外など現場への到着に時間がかかる場合は、無理に急がずに安全に配慮の上、現地対応に向かうものとし、現地への急行が困難と判断される場合においては、上司に報告を行う。

(2) 不測の事態への備え

ツキノワグマを始めとする野生動物は人の想定を超えた行動をとることがあるため、常に不測の事態に備え、安全確保を第一に考えた行動をするよう心掛ける。

(3) 関係者間の情報共有

現地では情報が錯綜することがあるため、対応従事者間における情報共有と冷静な対応に努める。

3. 対応のための備え

(1) 緊急連絡先等の情報共有

施設管理者においては、施設職員及び関係者間において緊急時の対応方法や避難経路について打ち合わせをしておくとともに、緊急時における連絡先を情報共有しておく。

市においては、ツキノワグマの出没状況や被害発生状況等について住民や関係機関等に速やかに情報提供が行えるように心掛けておくとともに、緊急連絡先等は随時更新を行い、常に最新の状態を保つよう努める。

(2) 必要物品等の備え

市は、緊急時の出動に備え、現地本部における対応で必要となる物品等を普段から想定しリスト化しておくとともに、速やかに持ち出しが可能となるよう、保管場所の確認及び職員間の情報共有を行い、可能な限りまとめて保管するよう努める。

(物品例：テント、折りたたみテーブル、椅子、筆記用具、住宅地図、市街地地図(1/2500以上)、無線機、ドローン、動物駆逐用煙火、着火用具、捕獲ネット(防護用)など)

対応従事者は、身を守るための装備を用意しておく。

(装備例：熊鈴、クマスプレー、爆竹、ロケット花火、着火用具、ヘルメット、盾、刺股(棒、なた鎌等)、リュックサックなど)

4. 対応訓練等の実施

市街地等にツキノワグマが出没して緊急出動が必要となった際に、住民の屋内退避や、ツキノワグマの市街地等からの排除にスムーズに対処できるよう、市民や施設、関係機関等が共同し、緊急時を想定した訓練を随時行い、有事に備えるものとする。

また、市街地等に所在する各施設等においては、退避手順等の安全対策について市の所管部署等と協議・整理するなど有事に備えておくものとする。

第4 対応要領

1. 出没状況に応じた対応レベルの設定

クマの出没場所や被害、頭数、移動先等のほか、出没による危険性や地域住民の生活への影響、対応の緊急性等を考慮し、状況に応じた対応を行うため、次のとおり2段階の対応レベルを設定する。

	監視警戒レベル	緊急出動レベル
出 没 状 況	市街地等でクマの目撃情報があり、現時点で、人身事故発生の危険性は低い再出没する危険性がある状況。	市街地等にクマが留まっている又は潜伏しているとの情報があり、人身被害が発生する危険性が高く、緊急的な対応を必要とする状況。
出 没 事 例	市街地等にクマの痕跡があるが、既に立ち去っている。 市街地等の近くでクマが徘徊又は留まっている。	市街地等でクマによる人身事故が発生した。 クマが市街地等を徘徊又は留まっている。 クマが施設等に侵入、又は立てこもっている。

2. 監視警戒レベルにおける対応

(1) 監視警戒レベルにおける関係機関の役割

監視警戒レベルにおける関係機関の具体的役割については「別表1」に示すとおりとする。また、関係機関における連絡体制については「別表2」に示すとおりとする。

(2) 現地における対応

ア 市民への注意喚起

市街地等におけるクマの目撃情報を認知した場合、鹿角市農林課（以下「農林課」という）は、メール配信システム等により速やかに出没地周辺の市民や施設関係者等に情報提供を行う。

イ 対応職員等の動員

市は、市街地等におけるクマの目撃情報に基づき対応職員等の動員を図る。また、この時点でツキノワグマが市街地等に留まっている可能性がある場合は、鹿角市総務課危機管理室（以下「危機管理室」という。）に状況を伝え、緊急出動レベルに備えておくものとする。

農林課は、情報の整理や各機関等への情報提供を主に行う「連絡調整職員」と、現地で対応を行う「現地急行職員」に分けて配置し、現地急行職員は、装備が整い次第、速やかに現地調査に向かうものとする。

現地調査及びその後の対応には、銃砲の使用も想定されるため、市実施隊隊員に対しては、有害鳥獣捕獲許可（口頭許可）等、法に基づき、銃砲を携帯し現地に待機しておくよう指示する。

ウ 現地調査

現地急行職員は、目撃地周辺の状況を確認し、可能な限り目撃者から当時の状況について聞き取りを行うものとして、また、現地に駆けつけた警察官や他の職員等と合流した後、クマのその後の動向について調査を行うものとする。

調査を行う者は、安全の確保のため、常に複数人で行動するとともに、可能な限り護身用品を装備して調査にあたるものとする。

周辺住民に対しては、関係機関協力のもと、出没状況や屋内への退避等について広報活動を行うものとする。

調査の結果、既に市街地等から立ち去ったと判断された場合は速やかに連絡調整職員に連絡を行い、事態の収束についてメール配信システムやコミュニティFM放送等により市民への周知を図るものとする。

クマが市街地等に留まっている若しくは潜伏している可能性が高いと判断された場合は、速やかに連絡調整職員に連絡を行い、「緊急出動レベル」に移行し、関係機関への周知を行う。

3. 緊急出動レベルにおける対応

(1) 緊急出動レベルにおける関係機関の役割

緊急出動レベルにおける関係機関の具体的役割等については「別表1」に示すとおりとする。また、関係機関における連絡体制については「別表2」に示すとおりとする。

(2) 現地における対応

ア 現地本部の設置

現地対応にあたり、出沒現場近くの適切な場所に、農林課、市実施隊及び鹿角警察署により構成される「現地本部」を設置する。

なお、市民の退避誘導等において人員の不足が見込まれる場合にあっては、農林課以外の鹿角市職員（以下「市職員」という。）から動員された職員も加えるものとする。

現地本部には、「指揮班」「現地調査班」「広報班」「規制班」「追払い・捕獲班」を設置する。

それぞれの役割については下記のとおりとする。

【現地本部】

①指揮班	各班の指揮統制 庁内本部との連絡調整 対応方針の決定 等	鹿角市農林課 鹿角警察署 市実施隊
②現地調査班	出沒場所及び周囲の状況、環境 等の調査 追払いルート等の調査	その他動員職員
③広報班	警戒区域内における屋内退避 指示など注意喚起広報	
④規制班	周囲の通行規制 通行人等の退避誘導	
⑤追払い・捕獲班	追払い、捕獲 その他不測の事態への対応	

イ 指揮者の選任

農林課と鹿角警察署双方から指揮者（責任者）並びに指揮班要員を選任し、指揮班として、双方協力のもと本部全体の運営にあたるものとする。

指揮者は、クマの出沒状況や被害発生状況、対応状況を一元的に収集、分析、管理しながら、現地対応にあたりとともに、屋内退避や規制等が必要な場合においては庁内本部と連携のもと、各班に指示や情報提供を行う。

ウ 警戒区域の設定

現地本部の指揮者は、現地調査による周囲の状況や追払い等を行う際のルート案、クマの移動速度、市民の屋内退避等に要する時間等を勘案し、市民に危害が及ぶおそれのある区域を「警戒区域」として設定する。

警戒区域を設定した際は、庁内本部に報告を行う。

警戒区域は、クマの動向により必要に応じて随時変更を行い、変更した際は、

現地対応が混乱しないよう、各班及び庁内本部に速やかに連絡を行う。

エ 住民の安全確保

警戒区域内においては、必要に応じて広報車等による周知や通行規制等を行うなど、区域内の通行人や住民、施設利用者等の安全確保に努める。

オ 現地対応従事者の行動

警戒区域内においては、ヘルメットや盾、クマスプレー等自身を防護する器具を所持し、常に複数人で行動するとともに、極力警察官を加えた組み合わせとなるよう心掛ける。

対応従事者間の連絡については、無線機等を活用し、互いの状況把握と情報共有に努める。

警戒区域内においては、緊急避難措置として警察官による発砲命令の可能性も考慮し対応にあたる。

カ 対応方針の決定

クマの市街地等からの排除方法については、現地本部の指揮者は、周辺住民や現地で対応にあたる職員等の安全を第一に考慮の上、市実施隊や秋田県自然保護課等のツキノワグマの生態に詳しい者の意見等を参考としながら協議し対応方針を決定する。

対応方針はできる限り早期に協議決定を行い、方針決定までの間は、状況の確認と周辺の安全確保を第一に対応する。

また、対応方針が決定しだい、広報班、規制班、追払い・捕獲班にそれぞれの役割に応じた具体的な指示を行い、連携して現地対応にあたらせる。

現地対応にあたり、現地本部の人員の不足が見込まれる場合は、現地本部は庁内本部に対し、新たな職員等の動員を要請する。

ツキノワグマの排除方法に関しては、市街地等では銃砲を使用した有害鳥獣駆除ができないことから基本的に「追払い」により行うこととする。

しかしながら、追払いでは、住民の安全確保が困難で危険を伴うと判断される場合や周囲の状況等でその他方法によらざるを得ない場合においては、「麻酔薬」や「箱罠」若しくは緊急避難的な銃砲による駆除も検討することとする。

(3) 庁内本部における対応

ア 庁内本部の設置

警戒区域の設定に係る市民への周知や屋内退避・誘導等について、関係機関等と連携して迅速な対応にあたるため、鹿角市役所内に「庁内本部」を設置する。

庁内本部においては、現地本部との情報共有に努め、警戒区域の設定や解除等各種情報を市民に対して周知を行うとともに、市職員の動員及びその他関係機関

との連絡調整を行う。

なお、市職員や各関係機関との緊急連絡先などについては、あらかじめ情報共有しておくものとする。

イ 警戒区域の設定に係る市民への周知

現地本部において「警戒区域」が設定された際は、市民に対してメール配信システム等により速やかに周知を行う。

また、警戒区域の解除や範囲の変更があった際も市民及び対応職員に対し速やかに周知を行う。

なお、周知の際は、クマの位置や警戒区域の範囲のほか、区域内においては不要不急の外出を控え、出入口や窓を閉めて窓などからは距離をとるなどの退避方法等も併せて周知する。

ウ 警戒区域内の施設等への連絡

警戒区域内の施設等における退避等に関しては、施設の種別に応じた市の所管部署の職員と協力・連携して行う。

施設等の区分等については、「別表3」に示すとおりとする。

庁内本部から連絡を受けた各所管部署の職員は、施設管理者に対し、クマの位置や警戒区域の範囲のほか、施設職員や利用者等の屋内退避等による安全確保を指示するとともに、退避等が完了した際の折り返し連絡を依頼する。

各所管部署は、施設等から退避等が完了した旨の連絡を受けた際は、速やかに庁内本部に報告する。

エ 各施設等における退避行動等

警戒区域の設定及び退避等について連絡を受けた各施設等は利用者や職員を屋内等に退避誘導するなど安全確保を行い、退避等が完了したときは市の所管部署にその旨を報告する。

なお、各施設等の退避誘導を行うにあたり、施設職員のみでは人員が不足している場合は、市の所管部署を介して庁内本部に対して支援を求める旨の報告を行う。

警戒区域内の学校等にあっても、屋内退避のほか、集団登下校の実施や登下校時間の変更を行うなど生徒児童の安全確保を図る。

オ 退避誘導に係る市職員の緊急動員

警戒区域内において、市民の退避誘導を行うにあたり、現地の対応従事者だけでは人員の不足が見込まれる場合は、市職員の緊急動員を行う。緊急動員を行う際は、市職員向けのメール配信システムを使って連絡し、対象となる職員はメールの指示に従い準備を行った上で配置場所に向かう。

また、動員された職員の上司は、部下の動員状況の把握に努める。

(4) ツキノワグマの排除に向けた対応

ア 追払い

基本的には追払いにより山林等に誘導して周囲の安全を確保することを第一として対応することになるが、状況により住民に危険が迫った場合には、方針転換を余儀なくされることもあり得ることから、市実施隊にあっては追払い中も、緊急避難的な銃砲による捕獲も視野に入れた対応をする必要がある。

① 追払いルートを選定

ツキノワグマを追払いにより市街地等から山林等まで誘導する場合においては、現地の状況やクマの動向から住民の安全確保を第一としたルートを選定する。

ツキノワグマは、身を隠せる場所を好み、人目につかない場所を移動したがる習性があるので、建物の間や人家の庭、垣根の中、河川、藪等に侵入する可能性が高いことを考慮する。

② 追払いの開始

追払いは、警戒区域内への周知や規制状況など住民の安全確保を確認した後に開始する。

追払いの従事者は、防護器具等を装備し、常に複数人で行動することを心掛け、自身の安全確保を図る。

③ 追払いの方法

追払いは、クマと接触しないよう、爆竹等花火の他、クマスプレー等を使用しながらルートに沿って誘導する。

ルートを塞ぐ必要がある場合は、人で塞ぐようなことはせず、車両等人の安全が確保される物品を使用して行う。

イ 捕獲

追払いでは住民の安全確保が困難であり、危険を伴うと判断された場合には、捕獲を行ったうえで住民の安全を確保する必要がある。

捕獲する方法は、①麻酔薬による捕獲、②箱罠による捕獲、③銃砲による捕獲があげられるが、それぞれの有効性、問題点を考慮しながら状況によって最適な方法により実施するものとする。

① 麻酔薬による捕獲

麻酔薬の使用は、ツキノワグマへの危害を最小限に留めたいうえで、住民の安全を確保するには有効である。しかしながら、秋田県自然保護課への説明、麻酔の手配依頼には時間がかかること、吹矢を使用する場合は、クマの至近距離まで近づく必要があり危険を伴うこと、麻酔を使用した後も、麻酔が効くまでの間、ツキノワグマが暴れる恐れがあること、麻酔により動けなくなっても突

然動き出す場合がある等、麻酔薬対応により周辺住民に危険が及ばないか等を十分考慮する必要がある。

麻酔銃猟を実施する場合は、鳥獣の捕獲等の許可を受けるほか、県知事による住居集合地域等における麻酔銃猟の許可（秋田県自然保護課への申請）を受けなくてはならない。また、吹き矢等を使用する猟法は危険猟法に該当し、環境大臣の許可（東北地方環境事務所への申請）を受けなくてはならない。ただし、麻酔銃猟であっても、麻酔薬の種類及び量により、危険猟法に該当する場合がある。

なお、麻酔薬の効果が確認された後は、箱罠を使用するなどして安全な場所に移動させてから放獣もしくは殺処分する。

② 箱罠による捕獲

箱罠での捕獲は、捕獲後の安全面では有効な方法ではあるが、ツキノワグマの行動が予測できない環境下では箱罠に誘導すること自体が困難である。

箱罠での捕獲を行う場合は、原則として有害鳥獣捕獲許可に基づき箱罠を用い、安全な場所に移動させてから放獣もしくは殺処分する。

③ 銃砲による捕獲

銃砲による捕獲は、対応後の安全確保が確実なものとなる。しかしながら、住宅街での射撃は本来認められておらず、その射撃には緊急避難的対応が必要となることから、危険が迫ることが想定された段階で、事前に「捕獲環境要件チェックリスト」（別表4）に基づき、周囲の安全確保や違法性を阻却する要件を具備していることを対応者全員で確認し対応することが必要である。

銃砲を使用して捕獲する場合は、その射撃には常に危険が伴うものであることから、周辺住民及び現地対応を行う者の安全確保のため、市街地等における銃砲の使用はあくまで緊急時のやむを得ない場合に限る措置ということを前提に、安易な使用判断はせず、慎重に判断すべきである。

(5) 対象個体を見失った場合の対応

追払い等の途中でクマを見失った場合、対応従事者は、現地本部に見失った状況と場所を速報するとともに、車両内へ退避するなど自身の安全確保に努める。

また予期しない場所から現れ、近づいた瞬間に襲われる可能性があるため周囲の状況を十分警戒しながら見失ったクマの捜索を行う。

速報を受けた現地本部は、直ちに各班に状況を連絡し、周囲の状況を警戒させ、必要に応じて警戒区域の見直しや対応方針の変更を検討する。

見失ったクマの捜索は、周囲の状況を十分警戒しながら行う。対応にあたる市実施隊隊員は、自身の安全確保に留意した上で、緊急避難的な銃砲の使用も考慮しながら、警察官と行動を共にするなどの対応を取る。

市街地等でクマの出没があった箇所においては、農林課及び市実施隊は対応レベルが解除された後に周辺の点検、見守りを行い、市街地等への侵入ルートや生息地の推定、誘引物の有無等の調査を行う。

調査の際には、周辺住民からの聞き取りや、監視カメラを用いてのモニタリング等から、市街地等に継続して出没していないかを調査し、必要に応じ、市街地等の周辺部での駆除を検討する。

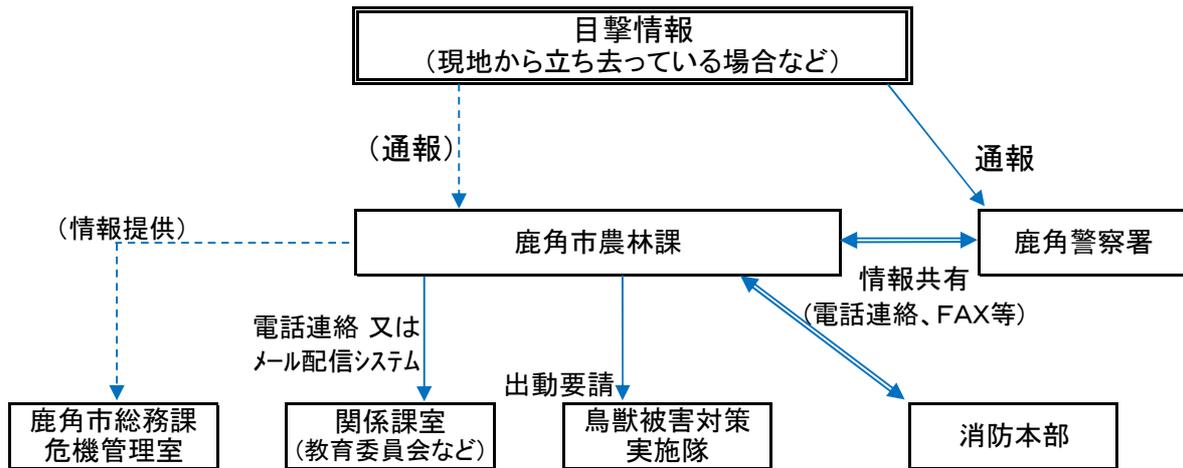
また、地域内の自治会や施設等に対して、秋田県自然保護課の「ツキノワグマ出沒点検マニュアル」に沿って環境点検を実施し、誘引物の除去や、周辺に緩衝帯を設置するなどの環境整備を行うよう指導する。

別表1 対応レベル毎の各関係機関の役割

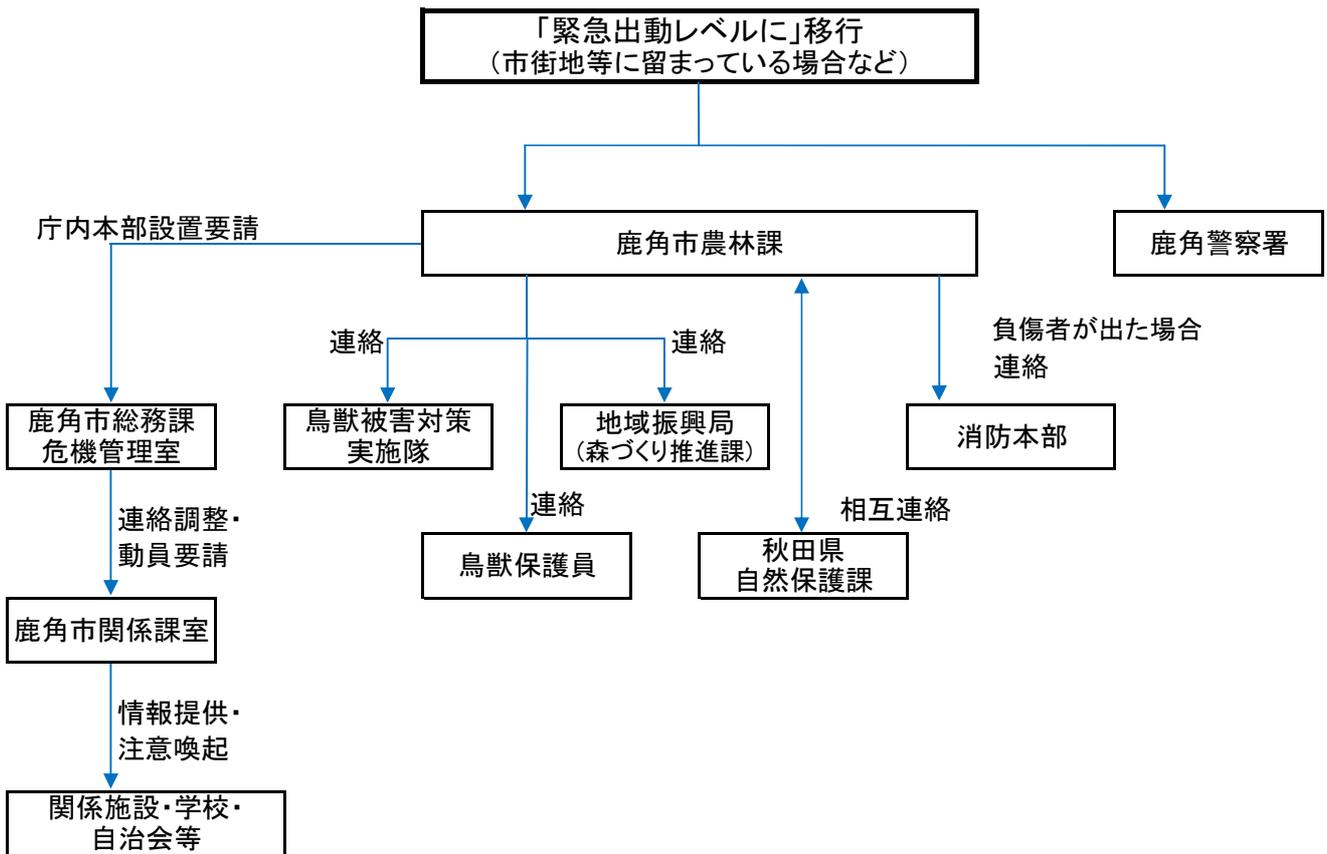
機 関		〔参考〕 通常出没時の対応	「監視警戒レベル」	「緊急出動レベル」
		<p>[出没状況] 市街地等以外における通常の出没対応時</p> <p>[出没事例] ・農山村部で目撃や出没の痕跡があり、周辺住民に注意喚起が必要である ・農村部の田畑で農作物被害が発生した</p>	<p>[出没状況] 市街地等でツキノワグマの目撃情報があり、現時点で人身事故発生の危険性は低いが再出没する危険性がある状況</p> <p>[出没事例] ・市街地等にツキノワグマの痕跡があるが、既に立ち去っている ・市街地等の近くでツキノワグマが徘徊または留まっている</p>	<p>[出没状況] 市街地等にツキノワグマが留まっている又は潜伏しているとの情報があり、人身被害が発生する危険性が高く、緊急的な対応を必要とする状況</p> <p>[出没事例] ・市街地等でツキノワグマによる人身事故が発生した ・ツキノワグマが市街地等を徘徊または留まっている ・ツキノワグマが施設等に侵入、又は立てこもっている</p>
鹿角市	農林課	<p>・メール配信システムによる市民への情報提供及び注意喚起</p> <p>・鹿角警察署との情報共有</p> <p>・目撃地点周辺の状況調査(ツキノワグマ搜索、痕跡・進入ルート確認等)</p> <p>・自治会、施設、関係機関等に対する情報提供及び注意喚起</p> <p>[現地の状況から必要と判断される場合] ・状況調査の結果に基づく住民、自治会等の指導(ツキノワグマを誘引した原因がある場合には、誘引物の除去や対策方法について指導)</p> <p>・箱罟等による有害鳥獣捕獲の実施(捕獲許可後、鳥獣被害対策実施隊に指示)</p>	<p>【連絡調整職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地本部と連携した後方支援(地図情報の提供、連絡先検索等) ・出没情報等の収集、整理(必要に応じ 通報者から確認) ・教育委員会、周辺自治会等に対する情報提供及び注意喚起 ・対応状況の記録等 ・必要に応じ、ホームページ、メール配信サービス等による市民への情報提供 ・総務課危機管理室に対する庁内本部の設置要請(緊急出動レベル移行時) <p>【現地急行職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メール配信システムによる市民への情報提供及び注意喚起(第1報) ・目撃地点周辺の状況調査(ツキノワグマ搜索、痕跡・進入ルート確認等) ・秋田県等、関係機関への状況報告 ・市実施隊への連絡・出動要請 ・緊急時に備えた有害捕獲許可申請等(※市町村による口頭許可) <p>[現地の状況から必要と判断される場合] ・状況調査の結果に基づく住民、自治会等の指導(ツキノワグマを誘引した原因がある場合には、誘引物の除去や対策方法について指導)</p> <p>・市街地等の周辺部における追払いや、箱罟等による有害捕獲の実施(鳥獣被害対策実施隊、鹿角警察署と連携して実施)</p>	<p>【連絡調整職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地本部、庁内本部と連携した後方支援(地図情報の提供、連絡先検索等) ・現地対応に要する物品等資材調達、送付等 ・動員職員の配置に係る支援 ・対応状況の記録等 <p>現地指揮者(代表1名を選任)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地本部の設置及び現地指揮(鹿角警察署との連携による運営) ・庁内本部との連絡調整 ・警戒区域の設定・解除(鹿角警察署、市実施隊との協議による) ・ツキノワグマの排除方法等の協議・決定(農林課、鹿角警察署、市実施隊による協議) ・班の編成(※)及び人員振り分け(緊急動員職員を含む) ※[各班毎の役割は以下のとおり] 【指揮班】・各班の指揮統制・庁内本部との連絡調整・対応方針の決定 等 【現地調査班】・ツキノワグマの動向把握(追跡、監視) ・周辺の状況・痕跡等の確認、追払いルート等調査 【広報班】・周辺住民に対する注意喚起 ・警戒区域内の住民に対する屋内退避等の指示 【規制班】・警戒区域内における車両・歩行者の通行規制等、安全の確保 【追払い班】・農林課、市実施隊、鹿角警察署と連携しての追払い・捕獲等 ・追払い・捕獲等の際における周囲の退避誘導等 ・捕獲が行われる場合の市実施隊のサポート等
	鹿角市鳥獣被害対策実施隊(対象鳥獣捕獲員)	<p>・農林課からの指示に基づく有害鳥獣捕獲の実施</p> <p>・出没地点周辺の状況調査及び指導等</p>	<p>・出動要請により現地急行班と合流後、農林課と連携して状況調査を実施</p> <p>※万が一に備え、銃砲を準備の上で出動</p> <p>・必要に応じ、追払いや有害捕獲を実施</p>	<p>・出動要請により現地本部と合流後、【現地調査班】及び【追払い班】に従事</p> <p>※万が一の緊急避難措置に備え、後方支援を基本とする</p> <p>・緊急避難措置としての発砲指示等があった際の銃砲による捕獲</p>
	総務課 危機管理室	—	<p>※待機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急出動レベルへの移行に備えた準備 	<p>【庁内本部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内本部の設置・総括 ・市民に対する情報提供及び注意喚起(メール配信システム、コミュニティFMの活用及び報道機関等への情報提供) ・状況の把握、記録(ツキノワグマの動向、警戒区域の設定・解除、現地本部の動き等) ・周辺住民等の屋内退避、誘導等に関する庁内各課室との連絡調整、指示 ・職員の緊急動員に係る各課室との連絡調整、出動状況の把握 ・三役、議会等への現状報告 ・報道機関に対する対応
	市民共働課 福祉総務課 子育て・長寿課 都市整備課 その他課室・支所等	<p>・出没情報等から必要に応じて近隣の所管施設・関連機関等に対する注意喚起</p>	<p>※待機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出没情報等から必要に応じて近隣の所管施設・関連機関等に対する注意喚起 	<p>※基本的に職場において連絡調整に従事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣の所管施設、関連機関・施設、自治会等に対する情報提供及び注意喚起(別表3参照) ・現地本部、関連機関への応援職員派遣(緊急動員の必要が生じた場合)
	鹿角市教育委員会	<p>・小中学校等に対する情報提供及び注意喚起</p> <p>・近隣の小中学校等の通学児童・生徒の安全確保</p>	<p>・小中学校等に対する情報提供及び注意喚起</p> <p>・近隣の小中学校等の通学児童・生徒の安全確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校等に対する情報提供及び注意喚起 ・近隣の小中学校等の通学児童・生徒の安全確保 ・現地本部、小中学校等への応援職員派遣(緊急動員の必要が生じた場合)
	鹿角警察署	<p>・周辺住民に対する注意喚起</p> <p>・出没地周辺の巡回パトロール</p> <p>(※人身事故の場合)事故及び現場周辺の状況把握</p>	<p>・周辺住民に対する注意喚起</p> <p>・出没地周辺の巡回パトロール</p> <p>・出没地周辺の状況把握(農林課【現場急行班】との連携、情報共有)</p>	<p>【現地本部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地指揮者(代表1名を選任) ・現地本部の設置及び現地指揮(農林課との連携による運営) ・警戒区域の設定・解除(農林課、市実施隊との協議による) ・ツキノワグマの排除方法等の協議・決定(農林課、鹿角警察署、市実施隊による協議)
	鹿角広域行政組合消防本部	(※人身事故の場合)負傷者の救護等	<p>※待機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急出動レベルへの移行に備えた準備 	(※人身事故の場合)前進待機、負傷者の救護等
秋田県	自然保護課	<p>・出没抑制、被害防止のための環境整備に関する支援、助言</p>	<p>・県教育委員会に対する情報提供及び注意喚起(近隣に高校等の県教育施設がある場合)</p> <p>※必要に応じ、対応方法等に関する助言</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現地状況を把握の上、対応方法等に関する助言、支援、現地本部に合流 ・麻酔薬の使用に関する協議及び連絡調整 ・県教育委員会に対する情報提供及び注意喚起(近隣に高校等の県教育施設がある場合) ・その他関係機関との連絡調整
	鹿角地域振興局(森づくり推進課)	<p>・有害鳥獣捕獲等対応に関する助言、支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対応方法等に関する助言、支援 ・近隣の県関連施設に対する情報提供及び注意喚起 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地状況の確認、記録等 ・対応方法等に関する助言、支援 ・近隣の県関連施設に対する情報提供及び注意喚起

別表2 緊急連絡チャート

〔監視警戒レベル〕



〔緊急出動レベル〕



別表3 施設等の区分及び市の所管部署

	所管	八幡平地区	尾去沢地区	花輪地区	十和田毛馬内、 錦木、末広地区	大湯地区
① 教育関連 施設	教育委員会 総務学事課	八幡平小学校 八幡平中学校	尾去沢小学校 尾去沢中学校	花輪小学校 花輪中学校 花輪北小学校 平元小学校	十和田小学校 十和田中学校	大湯小学校
② 児童福祉 施設等	福祉保健 センター 子育て・ 長寿課	八幡平なかよし センター 八幡平児童クラ ブ	尾去沢保育園 ハニーハイムか づの	花輪さくら保育園 児童センター（プラ ザ） 子ども未来センター まちなか児童クラブ 花輪児童クラブ館 花輪にこにこ保育園 あおぞらこども園 花輪北児童クラブ 平元児童クラブ館	毛馬内保育園 鹿角カトリック幼 稚園 十和田児童クラブ 十和田わくわく児 童クラブ	わかば保育園 大湯保育園 大湯児童クラブ
③ 自治会等	市民共動課	警戒区域に関する自治会				
④ 老人福祉 施設	福祉保健 センター 子育て・ 長寿課 福祉総務課	鹿南の郷 グループホーム くおん 老人保健施設い こいの里 デイサービスセ ンターゆげ温泉 湯瀬ふれあいセ ンター（福祉総 務課）		高齢者センター（プラザ） かみはなわ 老人保健施設大深 グループホームなで しこ 東恵園 和光園 グループホームみさと アシスタンスセンター グループホーム仁愛 老人保健施設けいあ い 鹿角中央病院デイサ ービスセンター ショートステイはな わあいの	老人保健施設けま ない ショートステイ大 寿 鹿角微笑苑 すえひろデイサー ビスセンター 月山の郷 たぐちさんの家	温泉保養館おお ゆ ケアホームおお ゆ グループホーム せきがみ 有料老人ホーム 北の郷 湯都里（老人福 祉センター）
⑤ 医療関連 施設	福祉保健 センター 健康ライフ 課			鹿角中央病院 かづの厚生病院 大里医院 三ヶ田内科循環器科 医院 なかの消化器内科ク リニック 長橋内科胃腸科医院 笹村整形外科 いけがみレディース クリニック こいずみ眼科 オーラルクリニックかづの 折戸歯科医院 山内歯科医院 駒ヶ嶺歯科医院 近江歯科クリニック 昆歯科医院 花のまち歯科医院 あんどう歯科医院 石木田歯科医院	福永医院 八幡歯科医院 小野寺歯科クリニ ック 田子歯科医院 ちゃこ歯科クリニ ック	大湯リハビリ温 泉病院 かづの大湯歯科 診療所 なら歯科医院

	所管	八幡平地区	尾去沢地区	花輪地区	十和田毛馬内、 錦木、末広地区	大湯地区
⑥ 障害者支 援施設等	福祉保健 センター 福祉総務課			障害者センター 障がい者総合サポ ートセンター（プラ ザ） 東山学園 比内支援学校鹿角分 校 障害者支援施設 （社会福祉法人花輪 ふくし会鹿角親交 会）	障害者支援施設 （社会福祉法人花 輪ふくし会）	
⑦ 農業振興 施設	農林課			農業総合支援センタ ー 山村開発センター 柴平地域活動センタ ー		
⑧ 観光商工 業関連施 設	産業活力課			交流プラザ 鹿角花輪駅前観光案 内所 鹿角観光ふるさと館 まちなかオフィス かづの商工会 花輪定期市場		大湯温泉総合振 興プラザ 湯の駅おおゆ
⑨ 市民セン ター	市民共働課	八幡平市民セン ター 谷内地区市民セ ンター 湯瀬体育館	尾去沢市民セン ター かなやまアリー ナ	交流センター 花輪市民センター	十和田市民センタ ー 錦木地区市民セン ター	大湯地区市民セ ンター
⑩ 社会教育 施設等	教育委員会 生涯学習課			文化の杜交流館 花輪図書館 歴史民俗資料館	十和田図書館 先人顕彰館	
⑪ スポーツ 施設	教育委員会 スポーツ振 興課		城山野球場	記念スポ ーツセンタ ー アメニティ倶楽部ハ ウス		

※対象施設に異動があったときは、所管部署より農林課に連絡し情報共有するものとする。

チェックリスト

確認事項

- 関係者の意思統一はできているか
- 方針は関係者に確実に伝わっているか
- 住民の避難措置はできているか
- 付近の交通規制措置はできているか
- 射撃方向の安全は確保されているか
 - 関係者や通行人等はいないか
 - 建造物等がないか
あるとすれば避難は済んでいるか
 - 跳弾による危険はないか
(岩などの硬いものや水面に注意)
 - 流れ弾による危険はないか
(安土等の存在、見渡す限りの障害の有無等)

《全ての項目がチェックされていますか》

関係法令等（抜粋）

○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）

（鳥獣の捕獲等及び鳥類の採取等の許可）

第9条 学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあっては環境大臣の、それ以外の場合にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 一 第28条第1項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区の区域内において鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をするとき。
- 二 希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。
- 三 その構造、材質及び使用の方法を勘案して鳥獣の保護に重大な支障があるものとして環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。

（銃猟の制限）

第38条 日出前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「銃猟」という。）をしてはならない。

- 2 住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所（以下「住居集合地域等」という。）においては、銃猟をしてはならない。ただし、次条第1項の許可を受けて麻醉銃を使用した鳥獣の捕獲等（以下「麻醉銃猟」という。）をする場合は、この限りではない。
- 3 弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物又は電車、自動車、船舶その他の乗物に向かって、銃猟をしてはならない。

○秋田県 有害鳥獣捕獲許可事務の取扱要領（抜粋）

9 その他

（7）ツキノワグマに係る有害鳥獣捕獲許可については、本要領各項及び別記2により取扱うものとする。

別記2 ツキノワグマに係る有害鳥獣捕獲許可の取扱いについて

2 市町村に捕獲許可権限がある場合について

「人への被害を防止する目的」で捕獲を行う場合は、緊急的にツキノワグマの捕獲を行う必要性が高い、以下の事例に該当する場合とする。

許可手順については、原則、図-1により取り扱うものとしているが、緊急時の場合は、電話連絡等による口頭での申請も認めるものとし、その許可手順については、図-2により取り扱うものとする。

（3）市街地、集落内等に出没した場合

- ① 人が現に在住する住居敷地内や家畜のいる畜舎の内部に侵入した場合
- ⑤ 通学路を横断した場合又は通学路に近接する地域に出没した場合

- ⑥ 学校、病院等の人滞りし、若しくは活動している施設等又はその敷地内に侵入した場合

○刑法（明治40年法律第45号）

（緊急避難）

第37条 自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

2 前項の規定は、業務上特別の義務がある者には、適用しない。

○警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）

（避難等の措置）

第4条 警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

○銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）

第10条 第4条又は第6条の規定による許可を受けた者は、それぞれ当該許可に係る用途に供する場合その他の正当な理由がある場合を除いては、当該許可を受けた銃砲又は刀剣類を携帯し、又は運搬してはならない。

2 第4条又は第6条の規定による許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、当該許可を受けた銃砲を発射してはならない。

- 一 第4条第1項第一号の規定により狩猟又は有害鳥獣駆除（政令で定めるものを除く。）の用途に供するため猟銃又は空気銃の所持許可を受けた者が、当該用途に供するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定により銃猟をする場合。ただし、許可に係る銃砲がライフル銃である場合において、事業に対する被害を防止するため当該ライフル銃の所持の許可を受けた者にあつては、当該事業に対する被害を防止するために獣類の捕獲をする必要がある場合に限る。

〔参考〕

ツキノワグマ出没点検マニュアル

1. 目的

ツキノワグマが生活圏等への出没を繰り返している集落周辺等の点検を行い、各地域において効果的な対策を検討することを目的とする。

2. 点検地域、箇所

- (1) 要注意メッシュ内
- (2) 有害許可捕獲又は許可申請がある地域
- (3) 目撃情報の複数ある地域、箇所（美の国あきた「ツキノワグマ情報」参考）
- (4) 山林に近接している公共施設等の周辺地域

3. 点検の手順、方法

- (1) 地図や衛星画像写真等を参考に、事前に点検ルートを検討する。
- (2) 徒歩と目視によりクマ出没対策点検シートを活用し現地の点検を行う。
- (3) 所要時間が1時間から2時間程度で点検できる範囲とする。
- (4) 現地の点検結果はクマ出没対策点検シートに記入する。
- (5) 携行品
 - ①クマ出没対策点検シート
 - ②住宅地図、衛星画像写真（GIS等活用）
 - ③カメラ
 - ④鈴、ホイッスル、クマスプレー

※点検は複数人で実施すること。

4. 点検実施者

地域住民（自治会役員等）、市町村、県、警察、猟友会、その他関係者

※行政職員が地域住民等関係者への指導、助言を行い、点検実施者間で情報を共有する。

5. 各種対策の実施

- (1) 草刈り
- (2) 除間伐
- (3) 誘因物の除去
- (4) 動物駆逐用煙火の使用
- (5) 注意喚起看板設置
- (6) 電気柵の設置
- (7) その他

※各種対策実施の優先順位を検討し、短期的に可能な対策や時間を要する対策を整理し、実施可能な対策は速やかに実行に移すようにする。

クマ出没対策点検シート

地区名

クマの餌（誘因物）の点検

種類	有無	場所	可能な対策	実施者	実施可能
廃棄果実					
野菜					
コンポスト					
ゴミステーション					
米ぬか					
味噌					
漬物					
・春～初夏の実					
桜の実					
グミの実					
桑の実					
・夏の実					
木イチゴ					
蜂の巣					
・秋の実					
クルミ					
栗					
スモモ					
モモ					
トウモロコシ					
リンゴ					
柿					
・その他の果実					

クマの隠れやすい場所等の点検

種類	有無	場所	可能な対策	実施者	実施可能
手入れがされていない林					
耕作放棄地					
河川の藪状箇所					

※実施可能欄は、可能：○ 要検討：△ 不可能：× 等を記入